

平成19年3月5日制定（国空乗第557号）

平成20年3月19日一部改正（国空乗第630号）

ワルファリンカリウム錠の使用

冠動脈バイパス術（CABG）、心臓弁膜症に対する機械弁による置換手術等の手術後にワルファリンカリウム錠を使用している申請者は、次に掲げる要件を満たしている場合には、国土交通大臣の判定を受けることができる。

1. 心臓手術を要した基礎疾患について

- （1）手術後、1年間を無症候に経過していること。
- （2）心機能が回復し、重大な調律異常を示さないこと。
- （3）運動耐応能が良好で、運動負荷心電図（Treadmill 法）で虚血性所見を示さないこと。

2. 手術後のワルファリンカリウム錠の維持管理について

- （1）血液凝固能活性（プロトロンビン時間（INR 値）又はトロンボテスト値）がコントロールされていること。
- （2）他に出血性疾患（消化管潰瘍、血液凝固障害など）がないこと。
- （3）申請者は、医師から「ワルファリンカリウム錠の抗凝血作用は、他の医薬品や食物などにより低下又は増強される諸事実」について知らされ、十分に理解していること。